



丹篠長第122号  
令和4年5月26日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局  
保健福祉部（福祉）
- 2 監査の種別  
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間  
令和3年9月1日～令和4年1月26日
- 4 措置の内容  
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和4年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 定期監査
対象部署等	長寿福祉課
対象事項	(指摘事項) 敬老事業に対する補助金の支出について
指摘等内容	<p>敬老事業補助金は丹波篠山市敬老事業補助金交付要綱において、地域等における敬老事業が開催されることを目的として、①招待者記念事業経費、②運営事業経費に対して補助すると定められているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により敬老会が開催されていない場合でも、特例措置として記念品等の配布のみを認め、開催費用と同額の補助金が支出されている。</p> <p>令和3年度も前年度と同様に補助金が支出されているが、敬老会を開催せずに記念品等の配布のみを認めるのであれば、実施要領に定めのある事務費相当額の対象者1名あたり400円は補助対象経費から除くべきである。</p> <p>また、令和3年度に経済対策事業の一環で市内の酒造業者への支援と敬老事業対象者への長寿のお祝いに日本酒や消毒液を贈呈されているが、これは敬老事業対象者に対して補助金が二重で還元されたことになるため、敬老事業補助金から地酒贈呈事業経費を減額した額で事業を行うべきである。</p> <p>令和2年度決算審査の総括的審査意見として、補助金の適正な事務処理を行うように指摘したところであり、今後の事業においては要綱や実施要領を見直し、適切に執行すること。</p>
改善措置通知日	令和4年5月26日 改善措置通知
改善措置内容	<p>【敬老事業】 丹波篠山市敬老事業実施要領において、令和3年度までは、敬老事業開催費用として①招待者記念品等にかかる経費(1,350円/1名)・②事務費相当額(400円/1名)と区分を設けていましたが、令和4年度より敬老事業開催費用(記念品等にかかる経費及び事務費等含む)として(1,750円/1名)を助成する改正を行っています。</p> <p>【地酒贈呈事業】 地酒贈呈事業は、経済対策事業の一環として、消費が落ち込んでいる市内の酒造業者への支援と敬老事業対象の75歳以上高齢者への長寿のお祝いを目的として事業を実施しています。補助の実施要領も違うことから二重で還元されたとは言い難いと思いますが、恩恵を受ける市民が偏らないよう今後は配慮します。</p>
改善措置公表日	令和 4年 5月 26日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和4年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 定期監査
対象部署等	長寿福祉課
対象事項	(意見) ①介護保険料の抑制に向けた取り組みについて
指摘等内容	<p>介護保険料の基準額は介護サービスにかかる費用に応じて決定され、第1期(平成12年度から平成14年度)の月額2,665円、年額31,980円と比較して、現在の第8期(令和3年度から令和5年度)では月額6,380円、年額76,560円となり、20年間で2.4倍になっている。これは要介護の人が年々増加し介護サービスに対する費用が増加したことが主な要因で、今後も介護保険料の負担が増加すると予測される。</p> <p>介護保険料の上昇を抑制し1人当たりの負担をできるだけ少なくするために、高齢者を含む市民全員が元気でいきいきと健康に暮らせる体づくりに向けて取り組みを強化されたい。</p>
改善措置通知日	令和4年5月26日 改善措置通知
改善措置内容	<p>健康づくりの支援として、高齢期については、歯科衛生士や栄養士によるフレイル予防の啓発、また、介護予防事業として地区いきいき塾、出前健康教室、お試しクラブ、いきいきクラブ等の活動を通じて、健康寿命を延伸し元気で長生きできる地域社会を構築します。</p>
改善措置公表日	令和 4年 5 月26日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和4年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 定期監査
対象部署等	長寿福祉課
対象事項	(意見) ②介護保険料の未収金の解消に向けた取り組みについて
指摘等内容	<p>介護保険の事業では介護サービスの充実や要介護の人の増加に伴い介護保険料の負担額が年々増加していくことが予測される中、未収金は平成24年度以降1,500万円から2,000万円前後で推移している。令和2年度では未収金が1,584万円と前年度に比べて247万円減少しているが、その一方で不納欠損額は395万円を計上しており、直近の5年間では約2,690万円(年平均538万円)の金額が時効により不納欠損となっている。</p> <p>今後、事業が健全に運営されるためには、財源を確実に確保し被保険者の負担の公平を確保することが重要であり、そのためには債権の管理を適切に行い不納欠損とならないように未収金の回収に努められたい。</p>
改善措置通知日	令和4年5月26日 改善措置通知
改善措置内容	<p>介護保険料の消滅時効については2年であり、時効までの期間が短いため、長期滞納者になると時効により不能欠損処分となるケースが増えます。滞納期間が短期のうちに催告、訪問等より納付折衝を行い、新規滞納者の発生を抑制していきます。また、長期滞納者は無年金者等、生活困窮者が多いことから納付相談を行い、納付誓約や債務承認をとることにより保険料の時効消滅を防ぎ、計画的な納付に繋げます。</p>
改善措置公表日	令和 4 年 5 月 2 6 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和4年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 定期監査
対象部署等	社会福祉課
対象事項	(意見) ②生活困窮者の救済に向けた取り組みについて
指摘等内容	<p>令和2年度以降コロナ禍の影響から生活困窮者の相談が増えており、関係機関と連携しながら新型コロナウイルス感染症に伴う支援施策の活用により問題の解決にあたっている。今後、生活困窮者が増加する可能性があることから、困窮による自殺者を未然に防ぐことや自立に向けた相談体制の充実が重要となる。</p> <p>そのため、相談を担う職員のスキルアップに加え、社会福祉士の有資格者を増員するなど生活困窮者を救済するために相談体制の強化・拡充を図りたい。</p>
改善措置通知日	令和4年5月26日 改善措置通知
改善措置内容	<p>令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮している方からの相談件数が増加しています。支給要件が緩和されている住居確保給付金事業や社会福祉協議会の新型コロナウイルス特例貸付などの支援策に繋ぐとともに、自立の促進及び生活困窮状態からの脱却に向けて、相談者の状況に応じた相談支援を行います。</p> <p>自殺対策については、平成31年3月に策定した「丹波篠山市自殺対策計画」において、①働く世代のメンタルヘルス対策②高齢者への対策③生活困窮者対策の3施策を柱とした自殺対策事業に取り組んでおり、引き続き、相談窓口の周知や相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、高齢、障がい、児童、生活困窮等の複合的困難ケースに対応するために、社会福祉士等の有資格者を含め、相談業務を担う職員のスキルアップを図り、相談体制の強化・拡充を図っていきます。しかしながら、有資格者の職員においても、定年や異動により、継続した配置が困難となっていることから、人事担当部署と連携し、社会福祉士の採用に向け検討します。</p>
改善措置公表日	令和 4年 5月 26日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和4年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 定期監査
対象部署等	医療保険課
対象事項	(意見) ①国民健康保険事業の健全運営について
指摘等内容	<p>国民健康保険事業を取り巻く状況は、被保険者の高齢化と高度化する医療の影響から1人当たりの医療費は令和2年度で419,218円、前年度と比べて20,145円(105.05%)増加しており、この10年間で約7万円増加している。このため、レセプト点検や資格の適正化、ジェネリック医薬品の使用促進などの対策を行い、平成29年度に策定された第2期データヘルス計画のもとで健康課との協力と連携を取りながら特定健康診査受診率の向上や他の保健事業を促進することなど疾病予防に取り組まれている。</p> <p>医療費を抑えることは今後も課題であり、市民全体が健康で暮らせるためにもデータヘルス計画の更なる推進について取り組まれない。</p> <p>また、国民健康保険税の未収金が令和2年度末時点で2億6,800万円余りとなっており、今後の国民健康保険を健全で安定したものとするためには未収金の回収が課題である。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて納税猶予となっていることもあるが、負担の公平性や財源確保の観点から徴収担当部署との連携を深めて未収金の回収を進め、徴収率及び徴収額の向上に努められたい。</p>
改善措置通知日	令和4年5月26日 改善措置通知
改善措置内容	<p>国民健康保険の健全運営のため、資格適正化、レセプトの内容・資格点検、医療費の上昇を抑制するため保健事業等を実施しています。令和3年度は、令和2年度に引き続きコロナ禍の中、感染予防を行いながら、特定健診等を行いました。</p> <p>保健事業の内容としては、「丹波篠山市国民健康保険第2期データヘルス計画」を基に下記事業を継続して実施しています。</p> <p>○特定健康診査等未受診者対策事業においては、新たな手法として委託事業により下記のとおり実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診勧奨通知に年代・性別による受診勧奨コメントを印字</li> <li>・電話による受診勧奨</li> <li>・講師による健診結果説明を含めた健康づくり講演会の開催</li> </ul> <p>○歯周病検診未受診者対策事業          ○健康診査異常値放置者受診勧奨事業          ○糖尿病性腎症重症化予防事業          ○受診行動適正化指導事業          ○ジェネリック医薬品差額通知事業</p> <p>その他、レセプト点検、国保資格の適正化を実施しました。</p> <p>現年・滞納とも徴収率に増減はあるものの、現滞合計では平成27年度以降新型コロナウイルスの影響がありながらも6年連続で上昇するなど未収金の減少に努めています。</p> <p>他方、未収金額は年々減少しているものの依然として高額であることから、今後もその削減に向け、対象者の納税資金力の見極めによる不納欠損を行う一方、早期完納への勧奨、当然に財産調査を始めとする滞納処分の実施、納税交渉による分割納付への誘導等により、徴収率の向上に努めながら未収金の回収に引き続き粘り強く取り組みたいと考えています。</p>
改善措置公表日	令和 4年 5月 26日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和4年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 定期監査
対象部署等	医療保険課（診療所）
対象事項	（意見）①施設・機器の適正な維持管理について
指摘等内容	<p>各診療所については、最も新しいものでも開設から20年が経過し、建物については雨漏りが発生するなど老朽化が目立つ状態にある。また、機器類の設備等は計画的に更新されているものの、いずれの機器も地域のかかりつけ医として初期診療には欠かすことのできないものであり、そのメンテナンスも重要となっている。</p> <p>診療所が今後も地域住民の命を守る最前線としてあり続けるために、施設の適切な補修や維持管理により長寿命化を図るとともに、設備類の定期的な点検や更新について計画的かつ最善の方法で取り組まれない。</p>
改善措置通知日	令和4年5月26日 改善措置通知
改善措置内容	<p>各診療所の医療機器は、「医療機器更新計画」により、更新を行っています。また、医療機器は、業者と保守契約を行っていることから、故障時は、業者により早急な修理を行っており、診療に支障をきたすことが無いように管理を行っています。</p> <p>診療所施設は、毎年施設点検を行っており、修繕箇所等を把握し修繕を行い、早急な対応が必要ない箇所の修繕については、当初予算に予算計上し、修繕を行っています。また、建物床面積500㎡以上の市の施設について管財契約課において長寿命化計画を策定しており、診療所では、今田診療所が該当しており、この計画を策定しています。その他の東雲診療所・後川診療所・草山診療所の3診療所においては、長寿命化計画を策定していませんが、毎年の施設点検等により、施設の維持管理、改修を効果的に行っていきます。</p>
改善措置公表日	令和 4年 5月26日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和4年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 定期監査
対象部署等	医療保険課（診療所）
対象事項	（意見）②医療従事者の確保について
指摘等内容	診療所は地域医療を守るための身近に相談できる施設であり、そこに勤務する医師や看護師などの人材確保が重要な要素となる。開業医と異なり定年制がある診療所では、利用する地域住民の健康と安心を確実に担保するためにも、医師や看護師などの従事者に欠員が生じないように適切な補充に努められたい。
改善措置通知日	令和4年5月26日 改善措置通知
改善措置内容	<p>医師の確保については、退職予定の年度当初から、医師の求人を行っています。「兵庫県市町診療施設運営対策協議会」、「兵庫県医師会の週報への掲載」、「地域医療振興協会が発行する月刊地域医学への掲載」、「兵庫県医師会運営のドクターバンクへの登録」等を行うことにより、医師の求人を行います。</p> <p>年度内に医師の確保ができない場合は、定年退職される医師に嘱託職員として引き続き勤務いただくよう依頼する等医師の不在を防ぎながら、正職員の医師の求人を引き続き行います。</p> <p>看護師の採用については、現在の看護師の正職員の人数を確保するため、総務課による採用を行っています。</p>
改善措置公表日	令和 4 年 5 月 2 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。